

JILPT 資料シリーズ

No. 155 2015年5月

韓国における労働政策の展開と政労使の対応 —非正規労働者問題の解決を中心に—



韓国における労働政策の展開と政労使の対応
—非正規労働者問題の解決を中心に—

まえがき

韓国では、契約社員等の非正規労働者が1997年経済危機の克服過程で急増した。非正規労働者は、正社員に比べて、雇用、賃金、休暇、福利厚生、年金や雇用保険等の社会保障の面で大きな差をつけられている。ある非正規労働者は、それに抗し、2003年、「非正規労働者差別撤廃」を叫びながら、自らの命を絶ち、非正規労働者問題が社会的にクローズアップされた。

韓国政府は、同問題を解決するために、2004年、「期間制および短時間労働者保護等に関する法律」（制定法）、「派遣労働者保護等に関する法律」（改正法）、そして「労働委員会法」（改正法）からなる、いわゆる非正規労働者保護関連法を国会に提出した。同法案は、国会での激しい論争を経て、2006年成立し、翌年から施行された。主な内容は、2年を越えて期間制（契約）労働者を使用した場合、期間の定めのない労働契約を締結したとみなす「2年みなし規定」、非正規労働者の差別是正申請等である。その後も、何回かの「非正規労働者総合対策」を打ち出して、差別是正の指導・監督権の労働基準監督官への付与、差別に対する懲罰的損害賠償制度の導入、雇用形態告示制度の導入等を行った。

また、韓国政府は、非正規労働者問題を解決するためには、自らが率先垂範をしていく必要があると判断し、公的部門の非正規労働者実態把握を踏まえて、常時・持続的な業務についている非正規労働者の無期転換と処遇改善をすすめた。代表的なのがソウル市である。

労働組合も無期転換した労働者をはじめ非正規労働者の組織化を積極的にすすめて、雇用の安定と処遇改善をいっそう図っている。顕著な対象が学校の給食調理員等の非正規労働者、大学の清掃労働者、自治体の非正規労働者、ケーブル設置の下請労働者、大手スーパーパートタイム労働者等である。法律や制度の内容を職場に実現させていく上で、労働組合の役割は極めて重要である。

以上のような非正規労働者問題解決への取組がどのような成果をあげたのかを包括的かつ正確に示すのが難しいが、非正規労働者の割合は2004年以降ほぼ一貫して下がり、2014年32.4%となった。特に、法律の規制が強い契約社員の割合の減少は顕著である。これを見ると一定の成果を認めることができる。

日本の非正規労働者が全雇用労働者に占める割合は、ほぼ毎年増加し、2014年10～12月平均で37.9%に達した。程度の差はあるものの、非正規労働者問題は韓国に似ている。今後、日本の政労使が、同問題の本格的な解決を図っていく際に、本研究から何らかの示唆を得ることを期待する。

2015年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野和夫

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	執筆担当
<small>おう</small> 呉 <small>はくすう</small> 学殊	労働政策研究・研修機構 主任研究員	第1部 第2部 第7章、第8章 第3部
<small>ばく</small> 朴 <small>ひょうしゆく</small> 孝淑	東京大学高齢社会総合研究機構特任助教	第2部 第4章
<small>そ</small> 徐 <small>ゆん ひ</small> 倫希	早稲田大学大学院博士課程	第2部 第5章、第6章

目 次

「韓国における労働政策の展開と政労使の対応—非正規労働者問題の解決を中心に—」

第 1 部 総論	1
第 1 章 研究の目的と方法	1
第 2 章 韓国労働政策の動向と非正規労働者 —非正規労働者保護関連法の成立を中心に—	3
第 1 節 経済危機後、非正規労働者増加とその背景	3
1 労働市場の柔軟化政策と労使の対応	3
2 失業対策による公共部門の非正規労働者増加	5
3 非正規労働者の推移と問題	6
(1) 非正規労働者の推移と構成	6
(2) 問題	8
第 2 節 非正規労働者問題解決の取組	12
1 非正規労働者保護関連法	12
(1) 主要内容	12
(2) 制定・改定までの経過	14
2 各経済主体の対応と成果	15
(1) 政府	15
(2) 企業	17
(3) 労働組合	18
(4) 労働委員会	19
第 3 節 まとめ	21
第 3 章 非正規労働者保護関連法施行後の非正規労働者問題と労働政策	23
第 1 節 非正規労働者保護関連法施行後の非正規労働者問題	23
第 2 節 非正規労働者政策の展開	26
1 李明博大統領時代（2008～2013 年）の非正規労働者政策	26
2 朴槿恵大統領時代（2013 年～2015 年現在）の非正規労働者政策	29
第 3 節 まとめ	33

第2部 各論	35
第4章 韓国における非正規労働者に対する「差別是正制度」について	35
第1節 はじめに	35
1 非正規労働者に対する差別的取扱いの禁止	35
2 差別是正制度の限界と関連法律の改正	36
第2節 労働委員会による差別是正制度の現状	37
1 差別是正申請の現状	37
(1) 少ない申請件数	37
(2) 低い救済率	38
2 雇用形態別判定内容の分析	39
3 差別是正申請の内容	40
第3節 労働委員会における差別的処遇の是正手続	40
1 差別的処遇の判断の流れ	40
2 差別的処遇の「是正申請」	43
(1) 是正手続の開始	43
(2) 是正申請の期間	43
(3) 当事者適格性	44
3 差別的処遇の「審査」	48
(1) 比較対象労働者	48
(2) 差別的処遇の審査	51
(3) 差別禁止対象（賃金その他の労働条件等）への該当性	52
(4) 合理的理由の審査	53
4 差別的処遇に対する「判定等」	54
(1) 差別是正命令の内容	54
(2) 懲罰的損害賠償制度	55
(3) 是正命令効力拡大制度	56
(4) 再審申請・行政訴訟の提起	57
(5) 確定した是正命令の履行確保	57
第4節 おわりに	58
1 比較対象労働者の選定に関する判定例の動向	58
2 合理的差別に関する判定例の動向	59

第5章 K銀行事件からみる韓国の期間制（有期）労働契約に関する法規制と その運用上の論点	62
第1節 はじめに.....	62
第2節 K銀行事件の内容.....	63
1 事案の概要.....	63
(1) 当事者.....	63
(2) 内部統制点検業務担当者の公開採用.....	63
(3) 労働契約の締結、そして更新.....	64
(4) 内部統制点検業務.....	64
(5) 賃金ピーク制の導入.....	64
(6) Xらの雇用終了（更新拒絶）.....	64
(7) Xらの報酬等.....	65
2 労働委員会における判断.....	66
(1) ソウル地方労働委員会.....	66
(2) 中央労働委員会.....	67
3 法院（裁判所）における判断.....	72
(1) K銀行による行政訴訟の提起.....	72
(2) Xらによる行政訴訟の提起.....	76
第3節 期間制労働者に対する差別的処遇の禁止及びその是正.....	84
1 K銀行事件のまとめ.....	84
2 差別的処遇の禁止及びその是正申請.....	85
3 比較対象労働者.....	86
4 同種又は類似の業務.....	87
5 差別的処遇の禁止領域.....	88
6 不利に処遇すること.....	89
7 合理的な理由.....	90
8 比較対象労働者の存在と是正命令.....	92
9 是正申請期間と是正対象期間.....	93
第4節 おわりに.....	94
第6章 H自動車（U工場）事件からみる韓国の労働者派遣問題	96
第1節 はじめに.....	96
第2節 H自動車（U工場）事件の内容.....	96
1 事案の概要.....	96
(1) 当事者.....	96

(2) Xらの労働契約の締結等	97
(3) H自動車と本件構内下請会社らと間の請負契約の締結等	97
(4) H自動車の「構内下請会社の管理」標準	98
(5) H自動車の各種の業務標準等	99
(6) Xらの勤務態様等	100
(7) 違法派遣にかかわる集団的対応	101
2 労働委員会における判断	102
(1) 釜山地方労働委員会	102
(2) 中央労働委員会	106
3 法院における判断	107
(1) Xらによる行政訴訟の提起	107
(2) Xらによる控訴と控訴審の判断—Xらの控訴を棄却	110
(3) Xら（X4及びX89）による上告と上告審の判断—X89の上告を認容、 X4の上告は棄却	110
(4) 差戻控訴審の判断—X89の請求を認容	113
(5) H自動車及び中央労働委員会による上告と上告審の判断—H自動車及び 中央労働委員会の上告を棄却	116
第3節 韓国における労働者派遣	117
1 H自動車（U工場）事件のまとめ	117
2 労働者派遣、その規模	118
3 派遣対象業務、派遣期間	119
4 派遣対象業務及び派遣期間に違反した場合	120
5 社内下請	122
6 社内下請事件における主な争点	122
7 黙示的労働契約関係の成否	123
8 違法派遣と直接雇用みなし規定の適用の問題	124
9 直接雇用みなし規定の適用	126
10 まだ終わっていない本件	127
第7章 公的部門の非正規労働者と政府の対応	129
第1節 中央政府の対応	129
1 李明博大統領時代（2008年～2013年）	129
2 朴槿恵大統領時代（2013年～2015年現在）	132
第2節 ソウル市の対応	133
第3節 まとめ	139

第 8 章 労働組合の非正規労働者組織化と処遇改善運動	141
第 1 節 学校非正規労働者の組織化と処遇改善運動	
: 全国学校非正規労組と公共労組.....	141
1 労働組合の組織化.....	143
2 処遇改善運動.....	145
第 2 節 清掃労働者の組織化と処遇改善運動 : 公共労組.....	148
1 清掃労働者の組織化.....	148
2 処遇改善運動.....	151
第 3 節 自治体非正規労働者の組織化と処遇改善運動 : 忠南地域労組.....	154
1 自治体非正規労働者の組織化.....	154
2 処遇改善運動.....	156
第 4 節 ケーブル設置関係下請労働者の組織化と処遇改善運動 : 希望連帯労組.....	159
1 組織化.....	160
2 処遇改善運動.....	162
第 5 節 大手スーパー非正規労働者の組織化と処遇改善運動	
: サービス連盟ホームプラス労組.....	163
第 6 節 まとめ.....	167
第 3 部 総括	171
【参考文献】	177
【参考資料】	
「期間制及び短時間労働者保護等に関する法律」.....	179
「派遣労働者保護等に関する法律」.....	193
「労働委員会法」.....	221